

令和8年度
エコタイヤ装着
助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人奈良県トラック協会(以下「協会」という。)の会員事業者が燃費の向上による環境対策として、エコタイヤを導入した場合、費用の一部を助成し、もって環境保全に取り組むとともに経営の安定の一助に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、協会会員で協会入会金及び初回会費を納入しており、かつ、協会会費規程第5条に規定する会費の滞納がない事業者とする。

(事業期間)

第3条 本要綱に定める助成事業は、令和8年4月1日から令和9年1月29日までとする。ただし、予算額に達し次第、本助成事業は終了する。

(対象品)

第4条 助成の対象となるエコタイヤは、協会が別に定める。

- 2 別に定めたものと同程度の機能を有するタイヤについては、メーカー又は販売店より資料説明を求めた上、対象とすることができる。
- 3 会員事業者の保有する奈良県登録の事業用トラックに令和8年4月1日から令和9年1月29日の間に購入し装着したエコタイヤを対象とする。

(助成金額)

第5条 助成金額は、会員事業者が導入したエコタイヤ1本あたり5,000円とする。また、1社あたりの助成本数と助成金額は20本100,000円を上限とする。ただし、国又は他団体からの補助金が交付されたエコタイヤに対しては助成金を交付しない。

(導入方法)

第6条 買取り、リース、割賦いずれについても助成対象とする。ただし、中古品、月額定額サービスについては助成対象としない。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、様式1「エコタイヤ装着助成金交付申請書兼誓約書」を協会に提出しなければならない。

- 2 前項の申請には、様式1で定める書類を添付するものとする。
- 3 申請受付開始は令和8年6月1日から行い、分割申請は認めない。

(助成金の交付)

第8条 協会は、前条による助成交付申請があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定し、会員事業者に交付するものとする。

(報告の義務)

第9条 助成金の交付を受けた会員事業者は、協会が必要と認める場合には所要の報告をしなければならない。

(処分制限)

第10条 会員事業者は、助成金の交付を受けたエコタイヤの摩耗状況等からみてやむをえない場合を除き、購入した日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。

(助成金の返還)

第11条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるものとする。

(附 則)

1. この要綱は、令和8年4月1日より適用する。